

**基本目標 Ⅲ－３ 金融機関等が犯罪に利用されないこと**

|             |  |
|-------------|--|
| <b>法定任務</b> | 円滑な金融等   |
| <b>基本目標</b> | 金融機関等が犯罪に利用されないこと                                    |
| <b>重点目標</b> | 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと                    |
| <b>政策</b>   | ① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化<br>② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 |

**評価結果の概要**

マネー・ローンダリング及びテロ対策については、疑わしい取引の届出件数が年々増加し、情報の質にも向上が見られるほか、FATF改定勧告の国内実施に向けた取り組み、国際会議等への積極的な参加など、国際的な協力体制の推進が図られてきています。

また、金融機関の預金口座の不正利用について、金融機関に対して本人確認の徹底、適切な口座管理を繰り返し要請するとともに、当局から金融機関及び警察当局に預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。金融機関においては、当局からの情報提供を基に行ったものを含め、38,740件の利用停止、34,003件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられたものと考えています。